

生存権訴訟と司法

朝日訴訟のたたかひの歴史を受け継ぐ

◆特集にあたって

◇朝日訴訟のたたかひ

社会科の教科書でも取り上げられている朝日訴訟の名前を聞いたことがある方は多いと思う。

あらためて説明すると、今から半世紀以上前の一九五六年、岡山県の早島国立結核療養所で病床にあった生活保護患者・朝日茂の兄に対し、津山市の社会福祉事務所は月一五〇〇円の仕送りを命じた。朝日茂の兄は、これに従い、朝日茂に対し一五〇〇円の仕送りをしたが、非情にも津山市の社会福祉事務所は、一九五六年八月分から従来の日用品費六〇〇円だけを朝日茂に渡し、残りの九〇〇円は医療費として療養所に納めよとの保護変更処分を行った。そこで、朝日茂が行政不服審査法に基づく保護処分の取消訴訟を提訴する。この訴訟は、「人が人たるに値する生活を勝ち取る」という意味で「人間裁判」と呼ばれた。

第一審の東京地裁（浅沼裁判長）で画期的な勝利を得て、その後の生活保護基準の大幅な引き上げを実現し、憲法二五条を絵に描いた餅にしてはならないとの生存権意識を国民の中に定着させ、日本の社会保障運動の原点となった。

残念ながら、この浅沼判決は、後に東京高裁で、最低限度の生活水準は、固定的なものではなく多数の不確定要素を総合して考えなくて

はならず、結局、本件保護基準は「すこぶる低額」ではあるが違法とまでは断定できないと判断され、逆転敗訴となる。朝日茂は、最高裁に上告するが、結核は身体を蝕み、最高裁判決を聞くことなく、ついに死亡する。朝日茂の死の直前に養子縁組を組んだ朝日健二夫妻が訴訟を承継する。

残念なことに、最高裁は、一九六七年五月二四日、生活保護受給権は一身専属権で相続出来ないとして、朝日茂の死亡によって裁判は終了したとの判決を下した。しかも、最高裁は「なお、念のため」として「憲法二五条一項はすべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、直接個々の国民に具体的権利を賦与したのではない」とし、国民の権利は法律（生活保護法）よって守られれば良いとした。また「何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生大臣の合目的な裁量に委されている」とした。いわゆる行政裁量論である。

さらに、一九八二年七月七日の堀木訴訟最高裁判決では、立法に対する司法消極主義である立法裁量論が打ち出された。

◇司法消極主義と判断過程統制論

本来ならば、三権分立による権力の抑制均衡を基本原理とする日本

国憲法の下では、行政や立法の行き過ぎに対し、司法は違憲立法審査権を行使して、積極的にチェックしなければならないはずである。ところが、これまで生存権をめぐる訴訟では、長年、朝日訴訟最高裁判決の行政裁量論、堀木訴訟最高裁判決の立法裁量論の二つの司法消極主義が厚い壁として立ちふさがってきた。

しかし、こうした問題を抱える朝日訴訟最高裁判決にも、奥野健一裁判官の補足意見が付されていたことは意外と知られてない。奥野裁判官は、多数意見のように「これ（保護受給権）を単に厚生大臣が最低限度の生活を維持するに足りると認めて設定した保護基準による保護を受け得る権利に過ぎないと解する見解には、私は承服することはできない」とし、「厚生大臣の保護基準設定行為は、客観的に存在する最低限度の生活水準の内容を合理的に探究してこれを金額に具現する法の執行行為であつて、その判断を誤れば違法となつて裁判所の審査に服すべきことになる」との意見を述べていたのである。これは、奥野裁判官が、画期的な東京地裁浅沼判決を無視できなかったことを意味している。また、後に登場する判断過程統制論の萌芽ともいえる重要な補足意見であつた。

その後、二〇一二年二月二十八日、生活保護の老齢加算廃止の合憲性が争われた事件で、最高裁は判断過程統制論を採用するに至つた。

近時の生活保護引下違憲訴訟（いのちのとりで訴訟）では、この判断過程統制論によつて、原告が一六勝（一高裁、一五地裁）しており、行政裁量論の壁が破られつつある。朝日訴訟の灯が現代に受け継がれたともいうべき現象である。

一方、立法裁量が問題となつた年金引下違憲訴訟では、同じ判断過程統制論を主張しているにもかかわらず、残念ながら連戦連敗の状態にある。

このように判断過程統制論は司法消極主義を乗り越える可能性を秘めており、このこと自体は積極的に評価すべきだが、対行政には通用しても、対立法には通用しないのだろうか。

今回の企画では、生活保護引下違憲訴訟で画期的な勝訴判決を勝ち

取つた名古屋弁護士団の事務局長を務める森弘典弁護士、年金引下違憲訴訟全国弁護士共同代表の加藤健次弁護士、朝日訴訟主任弁護士の新井章弁護士と同じ事務所所属し生活保護老齢加算廃止訴訟を共に闘つた洲上隆弁護士との鼎談で、判断過程統制論の訴訟における到達点につき深めたい。

加えて、生存権をめぐる訴訟で常に問題となる社会保障の問題について伊藤周平鹿児島大学教授、貧困概念の問題について志賀信夫大分大准教授、社会権規約やILO条約などの国際法が適用されない問題について渡辺豊新潟大教授、筒井晴彦労働者学習協合理事の論文もあわせて取り上げ、生存権訴訟の到達点と限界を探りたい。

◇権利のための闘争

朝日茂の愛読書であつたドイツの法学者イエーリング著『権利のための闘争』（小林孝輔・広沢民生訳）は、以下のように結ばれている。

闘争は法の永遠のつとめである。勤労なくして所有権が存在しないように、闘争なくしては法もない。「汝の額の汗の結晶にて汝のパンをくらうべし」という命題に同様の真実味をもって別の命題が相對している。すなわち、「闘争のなかに汝は汝の権利を見出すべし」と。権利は、かれが闘争準備を放棄した瞬間から、自分自身を放棄する。―次のような詩人の箴言は、法についてもあてはまる、いわく、

知恵の最後の結論はこうだ、

生活でも自由でも、これに値いするのは、それを日々に獲得してやまぬものだけだ。

現在にも通ずる箴言である。

〔法と民主主義〕編集委員会 弁護士 則武 透